

昭和二十二年法律第二百四十一号

目次

職業安定法

第一章 職業安定法  
第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 総則（第一条—第五条の八）

第二節 職業紹介（第十七条—第二十一条）

第三節 職業指導（第二十二条—第二十五条）

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十六条—第二十八条）

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条—第二十九条の九）

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

第一節 有料職業紹介事業（第三十条—第三十二条の十六）

第二節 無料職業紹介事業（第三十三条—第三十五条）

第三章の二 労働者の募集（第三十六条—第四十三条）

第三章の三 募集情報等提供事業（第四十三条の二—第四十三条の九）

第三章の四 労働者供給事業（第四十四条—第四十七条）

第四章 雜則（第四十七条の三—第六十二条）

第五章 罰則（第六十三条—第六十七条）

附則

第一章 総則（法律の目的）

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与える、及び産業に必要な労働

力を充足し、もつて職業の安定を図ることとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を選択することができる。（職業選択の自由）

第三条 任何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身份、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によって、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

第五条 この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

第六条 この法律において「有料の職業紹介」とは、この法律による「無料の職業紹介」以外の職業紹介をいう。

第七条 この法律において「職業指導」とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導をいう。

第八条 この法律において「労働者の募集」とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

第九条 この法律において「募集情報等提供」とは、この法律において「募集情報等提供事業」を行なう者に對して、労働者の募集受託者等の依頼を受け、労働者の募集情報を労働者に提供することをいう。

第十条 この法律において「労働者供給事業」とは、この法律において「労働者供給事業者」とは、労働者を供給する者をいう。

第十一条 この法律において「労働者派遣事業」とは、この法律において「労働者派遣事業者」とは、労働者を派遣する者をいう。

第十二条 この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第十三条 この法律において「特定募集情報等提供事業」とは、第三十三条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

第十四条 この法律において「特定募集情報等提供事業者」とは、第三十三条の二第一項の規定による者をい

う。

第十五条 この法律において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなり特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二 前号に掲げるもののほか、労働者の募集に

関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。次号において同じ。）に提供すること。

三 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に労働情報を労働者等の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

四 前号に掲げるもののほか、労働者になろうとする者に労働情報を、労働者の募集を行なう者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行なう者等に提供すること。

五 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求職者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行なうこと。

六 政府以外の者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行なう場合における特定地方公共団体及び募集情報等提供事業を行なう場合における地方公共団体を除く。）の行う職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業又は労働者派遣事業は、労働者に規定する労働者派遣事業及び建設業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

七 この法律において「特定地方公共団体」とは、この法律において「労働者供給事業」とは、労働者を供給する者をいう。

八 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者を派遣する者をいう。

九 この法律において「労働者派遣事業者」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一一 この法律において「労働者供給事業者」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二一三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二一四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二一五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二一六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二一七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二一八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二一九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二一三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二一四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二一五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二一六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二一七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二一八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二一九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二六 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二七 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二八 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二九 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二一〇 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二一一 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二一二 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二二三 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二二四 この法律において「労働者供給事業」とは、労働者供給事業を行なう者をいう。

一二二二二二二二二二二五 この法律において「労働者派遣事業」とは、労働者派遣事業を行なう者をいう。

よう、職業紹介に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

(労働条件等の明示)  
第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者によるうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対するが従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者(供給される労働者を雇用する場合に限る)は、それぞれ、求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者にならうとする者又は供給

される労働者と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの人に対する第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下この項において「従事すべき業務の内容等」という)を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方とならうとする者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。

前三項の規定による明示は、賃金及び労働時間に關する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならぬ。

(求人等に関する情報的正確な表示)  
第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行なう者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に關して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は領布その他厚生労働省令で定める方法(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集

集に関する情報又は求職者若しくは労働者にならうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報(第三項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に關して広告等により労働者の募集に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行なう者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に關して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定める正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

(求職者等の個人情報の取扱い)  
第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、その業務に關し、求職者、労働者にならうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに當たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使

用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(求人の申込み)  
第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者(厚生労働省令で定める場合に限る。)からの求人の申込み

四 第五条の三第二項の規定による明示が行われない求人の申込み  
五 次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び第三十二条において「暴力団員」とい

ロ 法人であつて、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条において同じ。)のうちに暴力団員があるもの

ハ 暴力団員がその事業活動を支配する者

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告を求めることができ

八 暴力団員がその事業活動を支配する者

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告を求めることができ

九 公共職業安定所等は、職業安定主管局長の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(都道府県労働局長の権限)

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告を求めることができ

八 暴力団員がその事業活動を支配する者

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告を求めることができ

九 公共職業安定所等は、職業安定主管局長の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(都道府県労働局長の権限)

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告を求めることができ

八 暴力団員がその事業活動を支配する者

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告求め

九 公共職業安定所等は、職業安定主管局長の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(職員の資格等)

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告求め

九 公共職業安定所等は、職業安定主管局長の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

の能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一条 第一節 通則

(職業安定主管局長の権限)

六 職業安定主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で職業紹介及び職業指導その他の職業の安定に関する事務を所掌するものをいう。第九条において同じ。)の局長(以下「職業安定主管局長」という。)は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、都道府県労働局長を指揮監督する他職業の安定に関する事務を所掌するものと同一の局長(以下「職業安定主管局長」という。)の局長(以下「職業安定主管局長」という。)は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、都道府県労働局長を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に関する事項に実施、労働力需要供給圏の決定、職業指導の企画及び基準の制定、産業に必要な労働力を充足するための対策の企画及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力需要供給圏を調整するための主要な労働力需要供給圏の決定、職業指導の企画及び実施その他のこの法律の施行に関する事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

(都道府県労働局長の権限)

六 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み  
七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるとときは、当該求人者に報告求め

九 公共職業安定所等は、職業安定主管局長の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、職業指導を行ふものとする。

前二項に定めるもののほか、就職促進指導官（地方運輸局に対する協力）

第十一条 公共職業安定所は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の行う船員の職業の安定に関する業務について、これに協力しなければならない。

（市町村が処理する事務）

第十二条 公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域（以下この項において「指定地域」という。）を管轄する市町村長は、次に掲げる事務を行う。

一 指定地域内に所在する事業所からのお問い合わせに応じて、指定地域内に居住する事業所に係る求人又は指定地域内に居住する求職者の職業紹介について。

二 当該公共職業安定所からの照会に応じて、当該公共職業安定所からのお問い合わせに応じて、指定地域内に居住する求職者の職業紹介について。

三 当該公共職業安定所からのお問い合わせに応じて、当該公共職業安定所に居住する求職者の職業紹介について。

当該公共職業安定所の長は、前項の事務に関し特に必要があると認めるときは、市町村長に對し、必要な指示をることができる。

市町村長は、第一項の事務に關し、求人者は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 第十二条 削除

（業務報告の様式）

第十三条 職業安定主管局長は、都道府県労働局及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならぬ。

都道府県労働局及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

（労働力の需給に関する調査等）

第十四条 職業安定主管局長は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、都道府県労働局及び公共職業安定所からの労働力の需供給に関する調査報告等により、雇用及び失業の状況に関する情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（標準職業名等）

第十五条 職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

（職業紹介等の基準）

第十六条 厚生労働大臣は、身体又は精神に障害のある者、新たに職業に就こうとする者、中高年齢の失業者その他職業に就くことについて特別の配慮を必要とする者に対して行われる職業紹介及び職業指導の実施に關し必要な基準を定めることができる。

## 第二節 職業紹介

（職業紹介の地域）

第十七条 公共職業安定所は、求職者に対し、できる限り、就職の際にその住所又は居所の変更を必要としない職業を紹介するよう努めなければならない。

当該公共職業安定所は、その管轄区域内において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができるとき、又は求人者の希望する求職者若しくは求人を充足することができるないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をするものとする。

前項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動は、できる限り近隣の公共職業安定所が相互に協力して行うよう努めなければならない。

第二項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（求人又は求職の開拓等）

第十八条 公共職業安定所は、他の法律の規定に基づいて行うもののか、厚生労働省令で定めることにより、求職者に対しその能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び求人者に対しその必要とする労働力を確保することができるよう、開拓を行うものとする。

第十九条 職業紹介の手続その他の職業紹介に關する必要な事項は、厚生労働省令でこれを定めることとする。

（施行規定）

第二十条 公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

公共職業安定所は、その管轄区域内において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができるとき、又は求人者の希望する求職者若しくは求人を充足することができるないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をするものとする。

前項に規定する場合の外、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによつて、当該争議の解決が妨げられることを通知した場合は、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない。

但し、当該争議の発生前、通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要な限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。

（施行規定）

第二十一条 職業紹介の手続その他の職業紹介に關する必要な事項は、厚生労働省令でこれを定めることとする。

（職業指導の実施）

第二十二条 公共職業安定所は、身体又は精神に障害のある者、新たに職業に就こうとする者に対し、その他の職業の選択についての学生又は生徒との関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

公共職業安定所は、前項の規定による求人又は求職の開拓に關し、地方公共団体、事業主の団体、労働組合その他の関係者に対し、情報の提供その他の必要な連絡又は協力を求めることができることとする。

（業務情報の提供）

第十八条の二 公共職業安定所は、厚生労働省令で定めるところにより、求職者又は求人者に対する職業紹介事業者（第

三十二条の九第二項の命令を受けている者その他その他の公共職業安定所が求職者又は求人者に対し、その職業紹介事業の業務に係る情報の提供を行つてはならない者として厚生労働省令で定めるものを除く。この項において同じ。）に關する第三十二条の十六第三項に規定する事項、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職した者のうち雇用保険法第五十八條の規定による移転費の支給を受けたものの数その他の職業紹介事業の業務に係る情報を提供するものとする。

（業務情報の提供）

第十九条 公共職業訓練のあつせん（

（公共職業訓練のあつせん）

者）

（職業紹介等）

第二十条 公共職業訓練のあつせん（

（公共職業訓練のあつせん）

者）

（職業紹介等）

第二十一条 公共職業訓練のあつせん（

（公共職業訓練のあつせん）

者）

（職業紹介等）

第二十二条 公共職業訓練のあつせん（

（公共職業訓練のあつせん）

者）

（職業紹介等）

第二十三条 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

（適性検査）

第二十四条 公共職業安定所は、職業指導を受け

る者に対する、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うもの）を含む。に関する情報の提供、相談その他の援助を与えることが必要であると認めるときは、公共職業能力開発施設その他の関係者に対する必要な協力を求めることができる。

（施行規定）

第二十五条 職業指導の方法その他の職業指導に關する必要な事項は、厚生労働省令でこれを定めることとする。

（施行規定）

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法（昭

和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する

ことについてあつせんを行ふものとする。

（労働争議に対する不介入）

第二十七条 公共職業安定所は、労働争議に対する開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行ふものとする。

（労働争議に対する不介入）

第二十八条 公共職業安定所は、労働争議に対する開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行ふものとする。

（労働争議に対する不介入）

第二十九条 公共職業安定所は、求職者に対し、公

共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行ふものとする。

（労働争議に対する不介入）

第三十条 公共職業安定所は、労働争議に対する開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行ふものとする。

（労働争議に対する不介入）

第三十一条 公共職業安定所は、労働争議に対する開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行ふものとする。

（労働争議に対する不介入）

第三十二条 公共職業安定所は、労働争議に対する開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることについてあつせんを行ふものとする。

（労働争議に対する不介入）

第三十三条 公共職業安定所は、必要があると認

めるときは、職業指導を受ける者について、適

性検査を行うことができる。

（適性検査）

第三十四条 公共職業能力開発施設等との連携

（連携）

第三十五条 公共職業能力開発施設等との連携

（連携）

第三十六条 公共職業能力開発施設等との連携

（連携）

第三十七条 公共職業能力開発施設等との連携

（連携）

第三十八条 公共職業能力開発施設等との連携

（連携）





ころにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。有料職業紹介事業者は、第一項の規定による届出の場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

**第三十二条の八** 有料職業紹介事業者は、当該有料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、第三十条第一項の許可是、その効力を失う。

(許可の取消し等)

**第三十二条の九** 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したこと。

三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

**第三十二条の十** 有料職業紹介事業者は、自己の名義をもつて、他人に有料の職業紹介事業を行わせてはならない。

(取扱職業の範囲)

**第三十二条の十一** 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改

造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該

職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

第五条の六第一項及び第五条の七第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

(取扱職種の範囲等の届出等)

**第三十二条の十二** 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等を届け出た場合には、第五条の六第一項及び第五条の七第一項の規定は、その範

内に限り適用するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等が、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであると認めるときは、当該有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを命ずることができる。

(取扱職種の範囲等の明示等)

**第三十二条の十三** 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適當であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(職業紹介責任者)

**第三十二条の十四** 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）の労働大臣の許可を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、労働組合等に對し許可をしようとするときは、この限りでない。

第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とする。

二 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること。

三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。

四 職業安定機関との連絡調整に関すること。（帳簿の備付け）

**第三十二条の十五** 有料職業紹介事業者は、その業務に関して、厚生労働省令で定める帳簿書類を作成し、その事業所に備えて置かなければならぬ。

(事業報告等)

**第三十二条の十六** 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）のうち離職した者（解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。）の数、手数料に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

**第三十二条の十七** 無料の職業紹介事業（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条及び第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、労働組合等に對し許可をしようとするときは、この限りでない。

第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とする。

第三十条第二項から第四項まで、第三一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から前条までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。

この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第一項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、前条第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあり、及び同条第三項中「手数料に関する事項その他の」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条（第五号から第八号までを除く。）の規定は、前項において準用する第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条（第五号から第八号までを除く。）の規定は、前項において準用する第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

**第三十三条の二** 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）について、無料の職業紹介事業を行なうことができる。

厚生労働大臣は、前項の許可をしようとする者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行なうに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）の職業訓練を受ける者は、当該職業訓練を修了した者

は当該指導員訓練を修了した者

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、当該施設の職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設（当該施設の行う職業訓練を受ける者は、当該職業訓練を修了した者

は当該指導員訓練を修了した者

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、当該施設の職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設（当該施設の行う職業訓練を受ける者は、当該職業訓練を修了した者

は当該指導員訓練を修了した者

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、当該施設の職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設（当該施設の行う職業訓練を受ける者は、当該職業訓練を修了した者

は当該指導員訓練を修了した者

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、当該施設の職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設（当該施設の行う職業訓練を受ける者は、当該職業訓練を修了した者

は当該指導員訓練を修了した者

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、当該施設の職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設（当該施設の行う職業訓練を受ける者は、当該職業訓練を修了した者

は当該指導員訓練を修了した者



（許可の取消し等）  
ものを支払う場合又は第三十六条第二項の認可に係る報酬を与える場合を除き、報酬を与えてはならない。

第四十一条 厚生勞

**第四十二条の二** 第二十条の規定は、労働者の募集について準用する。この場合において、同項第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者の募集を行う者（厚生労働省令で定める者を除く。次項において同じ。）及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項において同じ。）」と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所における就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に募集紹介する」とあるのは「労働者を無制限に募集する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対する就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者の募集を行う者及び募集受託者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者の募集を行う者又は募集受託者は、当該事業所における就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」と、同項第一項中「紹介する」とある書中「紹介する」とあるのは「募集する」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣は、第三十六条第三項の届出をして労働者の募集を行う者又は同項の規定により労働者の募集に従事する者がこの法律若しくは労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反したときは、当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間を定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる。

**第四十二条** 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、労働者の適切な職業の選択に資するため、それぞれ、その業務の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**（施行規定）**  
**第四十三条** 労働者の募集に関する許可の申請請手続その他労働者の募集に關し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

**第四十三条の六** 募集情報等提供事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者募集に関する情報の的確な表示に関する事項、苦情の処理に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

**第四十三条の四** 厚生労働大臣は、特定募集情報等提供事業者が第五条の五、前条若しくは第五十一条の規定又は第四十八条の三第一項の規定に基づく命令に違反したときは、期間を定めて当該特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業概況報告書の提出)

**第四十三条の五** 特定募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行う特定募集情報等提供事業の実施の状況を記載した事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業情報の公開)

**(報酬受領の禁止)**  
**第四十三条の三** 特定募集情報等提供事業者は、  
その行つた募集情報等提供に係る労働者の募集事業  
に応じた労働者から、当該募集情報等提供に關  
し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならな  
い。

特定募集情報等提供事業者は、第一項の規定による届出に係る特定募集情報等提供事業を終止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

**第四十六条** 第二十条、第三十三条の四及び第四十一条第一項の規定は、労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事

**第四十四条** 何人も次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

**第四十五条** 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行いうことができる。

(労働者供給事業者の責務)

**第四十五条の二** 労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、当該事業の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

定募集情報等提供事業を行う地方公共団体」とし、第四十三条の二、第四十八条、第四十八条の二及び第四十八条の三第一項の規定は、適用しない。

は、当選者の適性した職業の選択に資するため、その業務の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第四十一条** 厚生労働大臣は、第三十三条第五条の三から第五条の五まで、第三十三条第五条の五、第四十二条、第四十三条の八及び第四十五条の二に定める事項に関し、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労

下この項において「構成員」という。とする  
団体(次項において「事業者団体」という。)  
は、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適  
正な運営の確保及び求職者又は労働者にならう  
とする者の保護が図られるよう、構成員に対  
し、必要な助言、協力その他の援助を行うよ  
うに努めなければならない。

国は、事業者団体に対し、職業紹介事業又は  
募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求  
職者又は労働者にならうとする者の保護に関し  
必要な助言及び協力をを行うよう努めるものと  
する。

## 労働者派遣法及び港湾労働法並びに建設労働法の定めるところによる。

### 第四章 雜則

#### (事業者団体等の責務)

##### 第四十七条の三 職業紹介事業者又は募集情報等提供事業を行う者を直接又は間接の構成員(以

「正該労働者の募集の業務」とあるのは、『正該労働者供給事業の全部若しくは一部』と読み替えるものとする。  
(施行規定)

業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、



下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不正に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに從事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに從事したとき。
- 第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十条第一項の規定に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の行為により、第三十条第一項の許可、第三十二条の六第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の更新、第三十三条第一項の許可、第三十六条第一項の許可又は第四十五条の許可を受けたとき。
- 二 第三十二条の九第二項（第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反したとき。
- 三 第三十二条の十（第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 四 第三十二条の十一第一項の規定に違反したとき。
- 五 第三十三条第一項の規定に違反したとき。
- 六 第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定による事業の廃止の命令に違反したとき。
- 七 第三十六条第一項の規定に違反したとき。
- 八 第四十二条第一項（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による労働者の募集の業務若しくは労働者供給事業の停止又は第四十二条第二項の規定による労働者の募集の業務の廃止若しくは停止の命令に違反したとき。
- 九 第四十三条の四の規定による特定募集情報等提供事業の停止の命令に違反したとき。
- 十 第四十四条の規定による特定募集情報等提供事業の停止の命令に違反したとき。
- 九 第四十三条の四の規定による特定募集情報等提供事業の停止の命令は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項の規定に違反したとき。

二 第三十二条の三第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第三十三条の二第一項又は第三十三条の三第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行つたとき。

四 第三十六条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

五 第三十七条の規定による制限又は指示に従わなかつたとき。

六 第三十九条、第四十条又は第四十三条の三の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二第一項の規定による届出をしないで、特定募集情報等提供事業を行つたとき。

八 第四十八条の三第一項の規定による命令に違反したとき。

九 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

十 虚偽の条件を提示して、公共職業安定所等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれに従事したとき。

十一 労働条件が法令に違反する工場事業場等は、その違反行為をした者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

十二 第三十条第二項（第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書類若しくは届出書又は第三十条第三項（第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十三 第三十二条の三第四項の規定による命令に違反したとき。

規定する書類に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第三十二条の八第一項（第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十二条の十四（第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第三十二条の十五（第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二第一項の規定による届出を反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

八 第四十三条の二第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第四十九条又は第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十一 第五十一条第一項の規定に違反したとき。

十二 第五十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十三 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

十四 第五十四条第一項の規定に違反したとき。

十五 第五十五条第一項の規定に違反したとき。

十六 第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十七 第五十七条第一項の規定に違反したとき。

十八 第五十八条第一項の規定に違反したとき。

十九 第五十九条第一項の規定に違反したとき。

二十 第六十条第一項の規定に違反したとき。

二十一 第六十一条第一項の規定に違反したとき。

二十二 第六十一条第二項の規定に違反したとき。

二十三 第六十一条第三項の規定に違反したとき。

二十四 第六十一条第四項の規定に違反したとき。

二十五 第六十一条第五項の規定に違反したとき。

二十六 第六十一条第六項の規定に違反したとき。

二十七 第六十一条第七項の規定に違反したとき。

二十八 第六十一条第八項の規定に違反したとき。

二十九 第六十一条第九項の規定に違反したとき。

三十 第六十一条第十項の規定に違反したとき。

三十一 第六十一条第十一項の規定に違反したとき。

三十三 第六十一条第十二項の規定に違反したとき。

三十四 第六十一条第十三項の規定に違反したとき。

三十五 第六十一条第十四項の規定に違反したとき。

三十六 第六十一条第十五項の規定に違反したとき。

三十七 第六十一条第十六項の規定に違反したとき。

三十八 第六十一条第十七項の規定に違反したとき。

三十九 第六十一条第十八項の規定に違反したとき。

四十 第六十一条第十九項の規定に違反したとき。

四十一 第六十一条第二項の規定に違反したとき。

四十二 第六十一条第三項の規定に違反したとき。

四十三 第六十一条第四項の規定に違反したとき。

四十四 第六十一条第五項の規定に違反したとき。

四十五 第六十一条第六項の規定に違反したとき。

四十六 第六十一条第七項の規定に違反したとき。

四十七 第六十一条第八項の規定に違反したとき。

四十八 第六十一条第九項の規定に違反したとき。

附 則（昭和二三年五月一日法律第二二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

但し、改正後の国家公務員法第十三条第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六条の規定及びこの附則第七条中船員職業安定法（昭和二十一年法律第七百三十号）第十条の改正規定により存続する大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の長を、「高等学校の長」には、同条の規定により存続する中等学校の長を「中学校の長」とする。

二 附 則（昭和二四年五月一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第三条 この法律は、昭和二十七年七月三一日法律第二七八号）抄

第一条 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

第四条 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

第五条 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

第六条 この法律は、昭和二七年五月二日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第四条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第六条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十二条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十三条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十四条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十五条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十六条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十七条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十八条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第十九条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十一条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十二条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十三条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十四条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十五条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十七条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十八条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第二十九条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第三十条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第三十一条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第三十二条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第三十三条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第三十四条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。

第三十五条 この法律は、公布の日から起算して一百二十日を超えない期間において、政令で定める日から施行する。



**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定、附則第七条の規定（沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号）第四十七条第一項の改正規定中「第三章」を「第三章第三節」に改める部分を除く。）、附則第八条の規定（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二十三条第三項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六二年三月三一日法律第二三号）抄  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附 則**（昭和六二年六月一日法律第四一號）抄  
(施行期日)  
（施行期日）抄

**第一条** この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十一条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（昭和六三年五月一七日法律第四〇号）抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

**第十六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**附 則**（平成元年二月一五日法律第九号）抄  
(施行期日)

**1** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> （平成四年五月二七日法律第六三号）抄</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成五年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> （平成四年六月三日法律第六七号）抄</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成五年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）</p>	<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）</p>	<p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）</p>
<p><b>（政令への委任）</b></p> <p><b>第十五条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>（政令への委任）</b></p> <p><b>第十三条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）</p>	<p><b>（政令への委任）</b></p> <p><b>第十四条</b> この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聽聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相當規定により行われたものとみなす。</p>

<p><b>附 則</b> (平成八年五月二十四日法律第四五 第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成九年五月九日法律第四五 (施行期日) 号) 抄 (平成九年五月九日法律第四五 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進 法(以下「能開法」という。)の目次、第十五条 条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第 十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二 十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節 名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の 二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二 の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業團法 第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に 限る。)並びに次条から附則第四条まで、附則 第六条から第八条まで及び第十条から第十六条 までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法 (昭和四十九年法律第二百六十六号)第六十三条第 一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二 第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第 十八条から第二十三条までの規定は、平成十一 年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成九年六月一八日法律第九二 号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。) 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五 条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規 定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七 条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改 正規定を除く。)の規定 公布の日から起算 して六月を超えない範囲内において政令で定 める日</p>
<p><b>附 則</b> (平成九年一二月一九日法律第一 号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施 行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成九年一二月一九日法律第一 号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施 行する。</p>
<p><b>附 則</b> (平成九年一二月一九日法律第一 号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施 行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成九年一二月一九日法律第一 号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施 行する。</p>

(施行期日)  
○号抄

附 則 (平成二年七月七日法律第八五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(職業安定法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の職業安定法(以下「旧職業安定法」という。)第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に、第一条の規定による改正後の職業安定法(以下「新職業安定法」という。)第三十条第一項の許可を受けた者とみなして新職業安定法の規定を適用する。この場合において、新職業安定法第三十二条の六第一項中「三年」とあるのは、「一年から職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十五号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の第三十二条第一項ただし書の許可の有効期間又は同条第八項の規定により更新を受けた許可の有効期間のうち改正法の施行前の期間を除いた期間」とする。

二 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可の申請を行っている者は、施行日に新職業安定法第三十条第一項の許可の申請をした者とみなす。

第三条 有料職業紹介所に関する条約(一千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)(以下「条約」という。)が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十条第一項の許可を受ける者についての新職業安定法第三十二条の六第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「一年」とする。

二 条約が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十三条の六第二項の許可の有効

期間の更新を受ける者についての同条第五項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「二年」とする。

#### 第四条 附則第二条第一項の規定により新職業安定法第三十条第一項の許可を受けた者とみなされた者が、施行日前に受理した求職の申込みに

関し、当該求職の申込みに係る求職者から受けた手数料については、新職業安定法第三十二条の三の改正規定に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条のただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日

による。この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして事業紹介事業、労働者の募集又は労働供給事業を行っている者に対する許可の取消し又は事業若しくは業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新職業安定法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新職業安定法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分

（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条のただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日

による。この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。この他の経過措置の政令への委任

（罰則に関する経過措置）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準治産者及びその保佐人にに関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

（第一条）

（経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）

（平成一一年一二月八日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（施行期日）

#### 附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（別に定める経過措置）

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第一項及び第千三百四十四条の規定(公布の日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

**附 則** (平成二年五月一九日法律第七号) **抄** (施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一三年四月二十五日法律第三号) **抄** (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の規定並びに次条(第二項後段を除く。)及び附則第六条の規定、附則第十二条の規定(社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第一二十号の十三の改正規定を除く。)並びに附則第十二条の規定は、同年六月三十日から施行する。(政令への委任)

**第五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の規定による改正前の職業安定法(以下「旧職業安定法」という。)第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可(以下この項において「旧許可」という。)を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新許可とみなす。この場合において、当該新許可を受けた者とみなされる者に係る新許可の有効期間は、新職業安定法第三十二条の六第一項又は第三十三条第三項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧許可の有効期間のうち最も長い残存期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可の申請を行っている者は、それぞれ、施行日に新職業安定法第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可の申請を行った者とみなす。

この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届出をした者とみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成一四年五月三一日法律第五号) **抄** (施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年六月一三日法律第八号) **抄** (施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(有料職業紹介事業の許可等に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の職業安定法(以下「旧職業安定法」という。)第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可(以下この項において「旧許可」という。)を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新許可とみなす。この場合において、当該新許可を受けた者とみなされる者に係る新許可の有効期間は、新職業安定法第三十二条の六第一項又は第三十三条第三項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧許可の有効期間のうち最も長い残存期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可の申請を行った者とみなす。

この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項の許可を受けている者とみなす。

(取扱職種の範囲等の申出に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条の十二第一項(旧職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けている許可証は、新職業安定法第三十二条の四第一項(新職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(委託募集の許可に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十六条第一項(旧職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした者とみなす。

この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六条第一項の許可を受けた者とみなす。

の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新職業安定法第三十三条第四項において準用する新職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届出をした者とみなす。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定(第二十一条第三項)を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。)、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年六月一三日法律第八号) **抄** (施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(保証金に関する経過措置)

**第三条** 施行日前において旧職業安定法第三十二条の二第一項の規定により供託すべき保証金の供託については、なお従前の例による。

施行日以降において旧職業安定法第三十二条の二第一項の規定により保証金の供託をしている者は、前項の規定にかかるわらず、当該供託に係る保証金を取り戻すことができる。

前項の保証金の取戻しは、施行日前に当該保証金につき旧職業安定法第三十二条の二第二項の権利を有している者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りでない。

前項の公告その他保証金の取戻しに関し必要な手続は、法務省令・厚生労働省令で定める。

(有料職業紹介事業の許可証等に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条の四第一項(旧職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けている許可証は、新職業安定法第三十二条の四第一項(新職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第十一条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**第十二条** この法律の施行前にした行為並びに附則第七条及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ものにつき旧職業安定法第三十六条第一項の許可を受けている者は、施行日に新職業安定法第三十六条第三項の届出をした者とみなす。

この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十六条第一項の許可を受けた者とみなし。

この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六条第一項に規定する労働者の募集に相当するものにつき旧職業安定法第三十六条第一項の規定による届出をした者は、施行日に新職業安定法第三十六条第一項の許可を受けた者とみなす。

この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六条第三項に規定する労働者の募集に相当する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一七年七月一五日法律第八号) **抄** (施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。





(罰則に関する経過措置)  
第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げ  
る規定にあっては、当該規定)の施行前にした  
行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例  
によることとされる場合及びこの附則の規定に  
よることとされる場合にこの附則の規定に  
よりなおその効力を有することとされる場合に  
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を経過した日から施行する。ただし、次の各号  
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行  
する。

第二条 第五十一条、第六十一条、第七  
十四条、第五十九条、第六十二条、第七  
十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正  
規定に限る)、第八十五条、第一百二十二条、第一百  
七条(民間あっせん機関による養子縁組のあ  
つせんに係る児童の保護等に関する法律第二  
十六条の改正規定に限る)、第一百十二条、第二  
百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百  
五十四条(不動産の鑑定評価に関する法  
律第二十五条第六号の改正規定に限る)、及  
び第六十八条並びに次条並びに附則第三条  
及び第六条の規定 公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあ  
ては、当該規定(以下この条及び次条において  
同じ)の施行の日前に、この法律による改正  
前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条  
項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの  
に限る)に基づき行われた行政庁の处分その  
他の行為及び当該規定により生じた失職の効力  
については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十  
六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関  
する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ  
る法人の資格を成年被後見人又は被保佐  
人であることを理由に制限する旨の規定につい  
て、この法律の公布後一年以内を目途として検  
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除  
その他の必要な法的上の措置を講ずるものとす  
る。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

第二条 中職業安定法第三十二条及び第三十  
二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二  
十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び  
第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定  
(第48号に掲げる改正規定並びに職業安定法  
の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四  
十七条の三」に改める部分に限る))、同法第  
五十五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中  
第四十八条の前に一条を加える改正規定を除  
く)並びに第三条の規定(職業能力開発促  
進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一  
項を加える改正規定、同法第十五条の二第一  
項の改正規定及び同法第十八条に一項を加え  
る改正規定を除く)並びに次条並びに附則  
第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十  
一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の  
改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促  
進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十  
八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定  
並びに同法第三十三条の改正規定(「第十  
一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方  
運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「地方  
国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五  
第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五  
条第一項」とを削る部分を除く)並びに  
附則第十五条から第二十二条まで、第二十四  
条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和  
四年十月一日

四 第九条

政府は、この法律の施行後五年を目途とし  
て、この法律により改正された雇用保険法及び  
職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当  
該規定に基づく規制の在り方にについて検討を加  
え、必要があると認めるときは、その結果に基  
づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(政令への委任)

第五条

特定募集情報等提供事業に関する経過措置)  
附則第一条第三号に掲げる規定の施行の  
際現に第二条の規定(同号に掲げる改正規定に  
限る)による改正後の職業安定法(以下この  
条及び次条において「新職業安定法」という)  
第四条第七項に規定する特定募集情報等提供の  
事業を行っている者(地方公共団体を除く。以  
下この条において「施行時特定募集情報等提供  
事業者」という)は、第三号施行日から起算  
して三月を経過する日(当該施行時特定募集情  
報等提供事業者が同日以前に次項の規定による  
一 第五百九条の規定 公布の日

届出をしたときは、当該届出をした日)までの  
間は、新職業安定法第四十三条の二第一項の規  
定にかかるわらず、引き続き当該事業を行うこと  
ができる。この場合において、当該施行時特定  
募集情報等提供事業者を新職業安定法第四条第  
十一項に規定する特定募集情報等提供事業者と  
みなして、新職業安定法第五条の五、第四十三  
条の三から第四十三条の五まで、第五十二条第  
六十四条(第九号に係る部分に限る)、第六  
十五条(第六号に係る部分に限る)、第六十六  
条(第十一号に係る部分に限る)及び第六十七  
条(新職業安定法第六十四条第九号、第六十  
五号第六号及び第六十六条第十一号に係る部分  
に限る)の規定を適用する。

二 施行時特定募集情報等提供事業者は、第三号  
施行日から起算して三月を経過する日後も引き  
続き特定募集情報等提供事業を行おうとする  
ときは、同日までに新職業安定法第四十三条の二  
第一項の規定の例により厚生労働大臣に届け出  
なければならない。

三 前項の規定による届出があつた場合は、新職  
業安定法第四十三条の二第一項の規定による届  
出があつたものとみなす。

(報酬受領の禁止に関する経過措置)

四 第六条 新職業安定法第四十三条の三の規定は、  
第三号施行日以後に支払の確定した報酬につい  
て適用し、第三号施行日前に支払の確定した報  
酬については、なお従前の例による。

五 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
められる。

六 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
められる。

七 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
められる。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五〇  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行  
する。